

杉並区立向陽中学校 いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月 20 日

杉並区立向陽中学校

校長 菅野 武彦

いじめ防止対策推進法が制定され、各学校で「いじめ防止基本方針」の制定が義務づけられました。向陽中学校でも、教職員ばかりでなく、生徒、保護者・地域の皆様と共に取り組みたいと思い下記の基本方針を作成いたしました。

記

杉並区立向陽中学校 いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の成立を機会にして、保護者・地域と協働して以下のような方針を定め、「いじめ」対策に取り組む。

- 一. いじめ防止対策のために、いじめ防止対策委員会を設置する。当該委員会は、校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路学習主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。この委員会には、必要に応じて、特別支援コーディネーター、区の SSW（スクールソーシャルワーカー）等を加えることができる。
- 一. 本校は「いじめ」を見過ごさず、早期発見し、迅速に対応する。
- 一. いじめを発見した場合、その状況等を適時適切に管理職（校長・副校長）に報告する。
- 一. 本校生徒会は、区内のすべての中学校と協働して「いじめ」撲滅に取り組む。
- 一. 本校は人権意識を高めるため、学級活動を充実させ、ルールや規範を守る意識を高める。また、道徳の授業を大切にするとともに、道徳の時間ばかりでなく、すべての教育活動で生徒の道徳的判断力・実践力を高める取り組みを保護者や地域と共に実践する。
- 一. いじめの中でも、犯罪（暴行、恐喝、強請、たかり等）が疑われる行為に対しては、必要に応じて関係機関と協力して厳しく対応する。解消後三か月は経過観察を行う。
- 一. 最近増加しているインターネット上での「いじめ」に対応するため、関係諸機関及び保護者・地域と協力しながら、情報機器の使用マナーの向上を目指す。
- 一. 本校は、「いじめ防止対策推進法」に定められているように、生徒がいじめる側に立った場合の第一の道義的な責任はその保護者にあることを周知し、PTA と協力しながら子どもの人権意識の向上に努める。
- 一. 生徒に学校生活アンケートを実施し、いじめの早期発見を図る。なお、生徒アンケートは原則三年間保存する。
- 一. 生徒や保護者との面談を多く設定し、コミュニケーションを密に行うことで、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- 一. 基本方針に基づく取り組みの実施状況について学校評価を行う。